

笠間市こども計画の基本理念について

1 笠間市こども計画の目指す方向

こども基本法においては、全てのこどもが健やかに成長し、幸福に生活するための権利と環境を保障すること及びその年齢及び発達程度に応じ、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されることが基本理念として掲げられています。

笠間市においても、こども基本法を踏まえ、こどもの心豊かで健やかな育ちや子育てを支援し、全てのこども・若者が、置かれている環境、家庭状況にかかわらずひとしく大切にされ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会を目指します。

【こども基本法の基本理念】

- 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けることがないようにすること
- 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

2 検討事項

(1)基本理念にもりこむキーワード

(2)基本理念案

- 1 こども・若者が自分らしく成長し、未来を切り拓くまち かさま
- 2 こどもが夢と希望にあふれ、安心して成長できるまち かさま
- 3 こども・若者が自分の夢を実現できる未来をともに築くまち かさま
- 4 すべてのこどもが 笑顔あふれるまち かさま
- 5 すべてのこどもが大切にされ、自由に表現し、夢を追いかけることができるまち かさま
- 6 すべてのこどもが愛され、はぐくまれ、未来に希望をもてるまちづくり 笠間市